

令和6年度 天栄村の財政健全化判断比率・資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、毎年度決算に基づいて健全化判断比率等を算定し、監査委員の審査に付した上で、その意見を付して議会へ報告するとともに、インターネット等により公表しています。

天栄村の令和6年度決算に基づく健全化判断比率等（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤公営企業における資金不足比率）は次のとおりです。

（単位：％）

指 標		令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	① 実 質 赤 字 比 率	—	15.0	20.0
	② 連 結 実 質 赤 字 比 率	—	20.0	30.0
	③ 実 質 公 債 費 比 率	8.3	25.0	35.0
	④ 将 来 負 担 比 率	—	350.0	

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。

※実質的な将来負担額がないため、将来負担比率は「—」と表示しています。

※実質収支は121,125千円(4.1%)の黒字、連結実質収支は502,050千円(16.9%)の黒字です。

（単位：％）

特 別 会 計 の 名 称		令和6年度	経営健全化基準
⑤ 資金不足比率	水 道 事 業 会 計	—	20.0
	下 水 道 事 業 会 計	—	
	二 岐 専 用 水 道 特 別 会 計	—	
	工 業 用 地 取 得 造 成 事 業 特 別 会 計	—	

※資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

用語の解説

実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(※1)に対する比率。

福祉、教育、まちづくり等を行う一般会計等の赤字の比率で、財政運営の悪化の度合いを示す。

※1 標準財政規模＝標準税収入額等（村税や地方譲与税など）＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

連結実質赤字比率

公営企業を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率。全ての会計の赤字や黒字を合算した村全体としての赤字の比率で、村全体としての財政運営の悪化の度合いを示す。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(※2)に対する比率。

地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさの比率で、資金繰りの程度を示す。

※2 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

将来負担比率

地方公社や損失補償をしている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額（実質公債費比率における額と同じ。）に対する比率。

地方債や将来支払う可能性のある負担等の残高の比率で、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す。

資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足の事業規模（料金収入等）に対する比率。経営状態の悪化の度合いを示す。

早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、各比率それぞれに定められている。

健全化判断比率の1つでも早期健全化基準を上回ると、①財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求が義務づけられ、②実施状況を毎年度議会に報告して公表し、③早期健全化が著しく困難と認められるときは県知事から必要な勧告が行われる。

財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、各比率それぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められている。

財政再生基準を上回ると、①財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査要求の義務づけ、実施状況の報告・公表に加え、②財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めなければならない(※3)。また、③財政運営が計画に適合しないと認められる場合等において、予算の変更等が勧告される。

※3 同意がなければ、災害復旧事業債等を除き、地方債の起債が制限される。一方、同意があれば収支不足額を振り替えるための地方債（再生振替特例債）の起債が可能となる。

経営健全化基準

地方公共団体が、公営企業の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められている。

各公営企業会計の資金不足比率が1つでもこれを上回れば経営健全化計画の策定が義務づけられる。